

1. 議事

1) 規約の改定について

(資料 1)

規約の改定について

(注) 流域治水部会 構成員は、対象外です。

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 16 日

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員 様

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 事務局

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約の改定について

「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約の改定を行うため、「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を開催します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、書面による開催とします。

つきましては、改定の可否について別紙 1 により 3 月 2 5 日（金）までに回答をお願いします。

[問い合わせ・提出先]

大和川河川事務所 調査課 事業対策官 渡邊
工務課 保全対策官 杉野

T E L 072-971-1381 / F A X 072-973-3967

E-mail watanabe-t86cd@mlit.go.jp
sugino-f8810@mlit.go.jp

(注) 流域治水部会 構成員は、対象外です。

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約の改定について

【議案事項】

■大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約を改定する。

改定の経緯

- 近年の洪水による橋桁流失や橋脚傾斜などの被害が続き、令和3年9月に開催した「JR河川橋梁対策検討会」において、国土交通大臣よりJR各社に対し、流域治水協議会の参画について呼びかけ。
- 大和川下流部流域治水部会では、今回、近畿日本鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社を構成員に拡充。
- また、南海電気鉄道株式会社の組織の変更
- 以上を踏まえ、大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約及び大和川下流部流域治水部会規約を改定します。

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）及び大和川下流部流域治水部会規約（案）（資料2）を確認し、別紙2により回答をお願いします。

(注) 流域治水部会 構成員は、対象外です。

機関名 : _____

大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）及び大和川
下流部流域治水部会規約（案）について、改定することを
（承認する、承認しません）

○意見等

令和 年 月 日

連絡窓口担当者氏名 : _____

連 絡 先 : _____